

第 1 章

研究の概要

I. 研究の全体像

II. 問題と目的

1. 問題の所在

2. 目的

III. 方 法

1. 研究の構成

2. 主として本研究所の研究チームが取り組んだ研究

3. 主として指定研究協力地域が取り組んだ研究

4. 研究体制

I. 研究の全体像

本研究は2年間で、10 県市がそれぞれの課題解決を目指して参画した大規模な研究である。研究全体の構造や経過をわかりやすくするため、ここで、本研究の全体像を整理し、本研究が2年間で全体として何を目的としてどのように取り組んだかを示す。

1. 研究の趣旨及び目的

本研究は、全体として、主に小・中学校の通常の学級の教師に対して、インクルーシブ教育システムの目的や意義について理解啓発を行うための方策を検討し提案することを目指した。

中央教育審議会初等中等教育分科会の報告（2012）では、「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠」なものであり、「特別支援教育を発展させていくことが必要である」としている。

このことから、本研究における「インクルーシブ教育システムの理解啓発」とは、「小・中学校において特別支援教育を発展させていくための理解啓発を行うこと」とした。

小・中学校の学習指導要領解説には以下のような記述がある。

- ・全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠
- ・障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響することに十分留意
- ・障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要

（これは小学校の記述であるが、中学校にも同様の記述がある。）

そこで、本研究は以下を明らかにすることを目的とした。

- ①特別支援教育の目的や意義について十分理解している教師とはどのような姿なのか
- ②障害のある子どもに対して組織的な対応ができる学校とはどのような姿なのか
- ③上記①及び②に向け、教育委員会の支援等どのような内容の取組がどのようになされているか
- ④子どもたち、保護者や地域に対して、インクルーシブ教育システムの理念をどのように伝えることができるのか

2. 本研究実施に当たって

本研究を実施するに当たり、理解啓発の「相手」である小・中学校について、以下のような現状を踏まえておく必要があると考えられた。

- ・小・中学校は、様々な専門性や多様な分野に興味・関心を持つ教師で構成されている
- ・小・中学校には、様々な教育活動や業務があり、特別支援教育やインクルーシブ教育システムにかかわる教育活動や業務は、その中のほんの一部でしかない
- ・このような小・中学校の現状を踏まえ、特別支援教育やインクルーシブ教育シス

テムについて研修を実施したり、冊子やリーフレットを配布したりしても、関心を持ち主体的に実践に生かせるのは、一部の教師にとどまってしまう

- ・各地域には、特別支援教育に関するリソースがあるが、小・中学校はその存在を知らなかったり、つながっていなかったりするため、活用できていない

そこで、本研究を構成する各研究では、以下の3つの視点を大切にしている。

①理解啓発する相手を知ること

- ・通常の学級における実践等の把握や研修ニーズの把握 など
→ 主に「校内研修モデルに関する研究」と「本研究所の研究チームの研究」

②理解啓発する相手に届くメッセージ（情報・手立て・願い）を作成し発信すること

- ・実態を踏まえた校内研修の提案 リーフレット、冊子の作成、など
→ 主に「校内研修モデルに関する研究」と「教育委員会の研修等に関する研究」

③理解啓発する相手がつながりを持つための方策を提案すること

- ・実態を踏まえた連携の在り方の具体的な提案 など
→ 主に「地域の体制整備に関する研究」

実際に研究を進めるうちに、小・中学校の通常の学級では、すでに特別支援教育の視点による実践やインクルーシブ教育システムの理解啓発につながる実践が行われていることがわかった。インクルーシブ教育システムの理解啓発とは、特別支援教育を専門とする者や機関が、小・中学校や小・中学校の通常の学級の教師に対して、一方的に教えたり、伝えたりするものではなく、それぞれの専門性を尊重し、協働して進めるものであると考えられる。本研究を構成するそれぞれの研究は、こうしたことを踏まえてまとめられている。

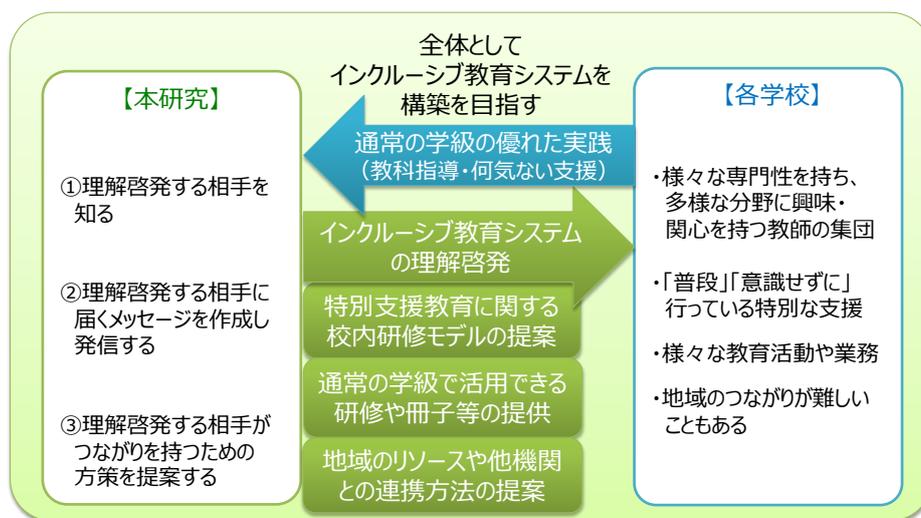


図 1 - 1 本研究における理解啓発の3つの視点と学校への成果普及

Ⅱ. 問題と目的

1. 問題の所在

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）は、その答申の中で我が国が目ざすべき姿である共生社会と学校教育の在り方について以下のように述べている。

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

学校教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進についての基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

また、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下に設置されたユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議は、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（2017）を発表した。それにも「我々の目指す共生社会」について以下のように記されている。

我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現することを目指している。この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。

この行動計画で、学校教育については、主に「心のバリアフリー」の教育の展開について述べている。その中で、「子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要である。同時に、大人自身が変わっていく姿を見せることで子供たちに教えていくことも大事である」とし、教師自身が意識を変容させることが期待されている。

このように、我が国が目指すべき共生社会の形成やインクルーシブ教育システムの構築を推進するには、学校の全ての教師、子ども、保護者・地域の理解が重要である。

小学校の学習指導要領解説（総則）には、以下のような記述があり教師が目指すべき姿を示している。

「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、障害のある児童の就学先決定の仕組みの改正なども踏まえ、通常の学級にも、障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があるこ

とを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

また、以下のような記述があり、学校が目指すべき姿を示している。

全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要である。

このように、共生社会の形成やインクルーシブ教育システム構築に向けて、インクルーシブ教育システムの理解啓発は重要な課題であるが、どのような教師や学校を目指すのか、また、そのためにどう取り組むべきかについて具体的に検討した研究は見られない。

2. 目的

本研究は、今後の 10 年を見据えて、以下を明らかにし、教育現場や教育行政に提案することを目的とした。

- ①「特別支援教育の目的や意義について十分理解している」教師とはどのような姿なのかを具体的に明らかにする（研究チーム内では、通称「こんな先生になるといいな」として取り組んだ）。
- ②特別支援教育に関して「組織的な対応ができる」学校とはどのような姿なのかを具体的に明らかにする（研究チーム内では、通称「こんな学校になるといいな」として取り組んだ）。
- ③こうした教師や学校になるためには、教育委員会による研修や支援等、どのような内容の取組が、どのようになされているのを明らかにする。
- ④教師や学校は、子どもたち、保護者や地域に対して、インクルーシブ教育システムの理念をどのように伝えることができるのかを明らかにする。

Ⅲ. 方 法

1. 研究の構成

本研究は、主として本研究所の研究チームが取り組んだ研究と、主として指定研究協力地域が取り組んだ研究とで構成されている。

研究1年次の平成30年度、本研究に参画した指定研究協力地域は、長期派遣型が、青森県、埼玉県、静岡県 の3県、短期派遣型が、釜石市(岩手県)、宮城県、鹿沼市(栃木県)、兵庫県、島根県の5県市であり、合計8県市であった。研究2年次の令和元年度は、長期派遣型が、青森県と埼玉県の2県、短期派遣型が、釜石市、鹿沼市、藤枝市(静岡県)、田原市(愛知県)、兵庫県の5県市であり、合計7県市であった。

このうち、青森県は年度毎に別のテーマを設定し研究を実施した。埼玉県、釜石市、鹿沼市、兵庫県は2年連続して研究を行った。また、平成30年度の静岡県の研究は、令和元年度の藤枝市の研究に引き継がれた。こうして、2年間で10の県市が参画し、10のテーマで研究を実施した。

長期派遣型では、各県から地域実践研究員各1名が1年間本研究所において研究に従事した。短期派遣型では、各県市から地域実践研究員1名または2名が、それぞれの県市において研究を実施した。各県市には担当研究員を設定し、担当研究員と地域実践研究員は連携しながら研究を進めた。また、年3回、各2日間の研究推進プログラムがあり、本研究所の研究スタッフとの研究協議や、地域実践研究アドバイザー(大学教員2名)等の助言を受けながら研究をまとめた。

2. 主として本研究所の研究チームが取り組んだ研究

研究チームにおいて、本研究が目指す方向性について検討した結果を表1-1及び図1-2に示した。今後の10年を見据えた時、学校は「共生社会の担い手を育む場」になってほしいと考えた。それは以下に示すような幼稚園等や学校の姿である。

1. 各学校では、学校のランドデザイン、校内体制や校内研修を充実させることにより、校長や特別支援教育コーディネーター等が、インクルーシブ教育システムの理念を全ての教員及び子どもに発信、啓発している。

それを受けて、全ての教員は、研修の受講等によって、インクルーシブ教育システム構築の重要性を意識し、インクルーシブ教育システムの理念を理解した授業づくり・学級経営を行うと同時に、インクルーシブ教育システムの理念を子どもたちに発信、啓発している。

2. このような学校で学んだ子どもたちは、共生社会の担い手として、多様性を尊重して行動できる人になる。自分を知り、友だちを理解しようとする人になる。
3. 保護者や地域の人々はこのような学校からの発信や子どもの学びを受け止め、広げるなどして、学校の取組を応援し、広めている。

表 1-1 本研究が目指す学校、子ども及び保護者や地域の姿

1. 学校は、共生社会の担い手を育む

- グランドデザイン・校内体制・校内研修
 - ・校長、特支Co等を中心に、インクルの理念を、全ての教員・子どもに発信、啓発
- 全ての教員
 - ・研修の受講等による、意識の変容
 - ・インクルの理念を理解した授業づくり・学級経営
 - ・インクルの理念を子どもに発信、啓発

2. 子どもは、共生社会の担い手になる

- ・多様性を尊重して行動できる人になる
- ・自分を知り、友だちを理解しようとする人になる

3. 保護者や地域は、学校の取組を応援する

- ・学校からの発信や子どもの学びを受け止め、広げる

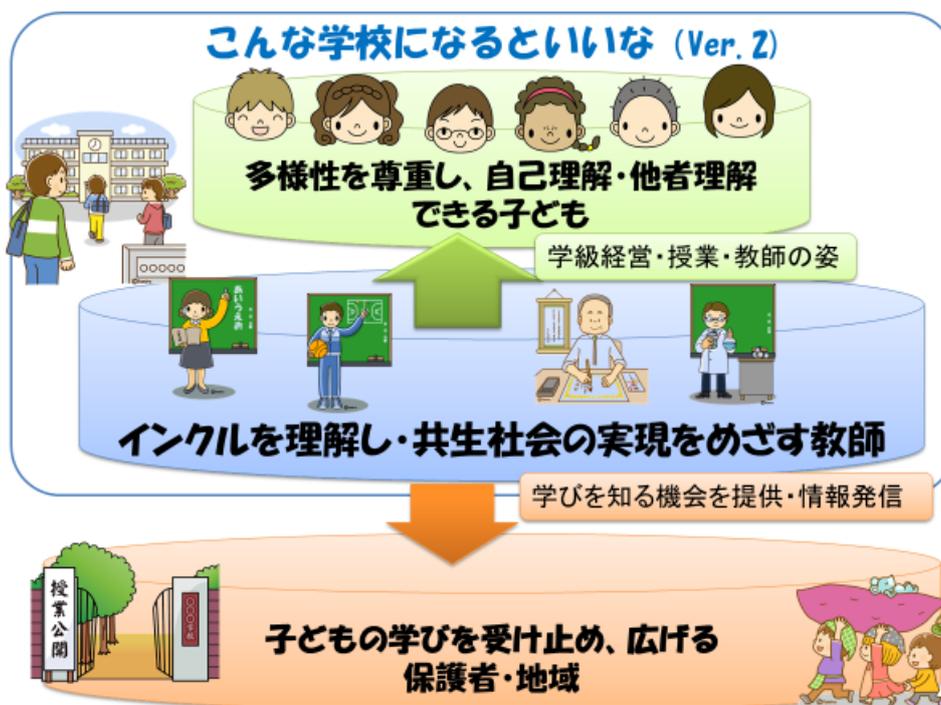


図 1-2 こんな学校になるといいな Ver. 2 のイメージ図

こうした幼稚園等や学校の姿を「こんな学校になるといいな Ver. 2」としてイメージしつつ、そのためには、どのような取組がなされる必要があるのか等を明らかにしていきたいと考えた。

さらに、研究チーム会議や研究推進プログラムにおける研究協議を通して、「こんな学校になるといいな Ver. 2」の枠組みを検討した。図1-3に示すように、学校において、特別支援教育の充実を目指していることが重要である。その方法には、学校のグランドデザインへの特別支援教育の明記、校内体制や校内研修の充実が挙げられる。その土台の上に、共生社会の担い手を育む取組、保護者への発信、地域への発信がなされることによって、インクルーシブ教育システムの理解啓発は進められていくと考えられる。

この中で、共生社会の担い手を育む取組には、教師のインクルーシブ教育システムに対する理解や意識変容、学級経営や授業の改善と子どもへの理解啓発が挙げられるだろう。



図1-3 こんな学校になるといいな Ver. 2 を検討する枠組み

研究チームでは、こうした枠組みを持ち、教育現場における実践を把握したいと考えた。この枠組みに対して、10 県市の課題設定状況を勘案し、本研究所の研究チームとしては、「学級経営や授業の改善」「子どもへの理解啓発」「保護者への発信」「地域への発信」の4点について、平成30年度には学校への訪問調査（第2章に記載）を、令和元年度には学校や教師に対する質問紙調査（第3章に記載）を実施した。

3. 主として指定研究協力地域が取り組んだ研究

指定研究協力地域 10 県市は、それぞれの地域におけるインクルーシブ教育システム構築の課題の解決に向け、表 1－2 に示す研究課題に取り組んだ。これらの研究課題は、研究の対象や内容等から以下の 3 つに分類された。

- ①インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた校内研修モデルに関する研究
- ②インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた教育委員会の研修等に関する研究
- ③インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた地域の体制整備に関する研究

表 1－2 本研究に参画した指定研究協力地域と研究課題

分類	平成 30 年度	令和 元年度	研究課題名
①校内研修モデル	静岡県 (長期)	藤枝市 (短期)	児童生徒理解に基づいた特別支援教育の推進 －多様な子どもを認め合うことのできる共生・共育を目指して－
	釜石市 (短期)		釜石市におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた校内研修の実施と地域への発信
	埼玉県 (長期)		埼玉県内の小・中学校における特別支援教育の現状を踏まえた校内研修の提案
	青森県 (長期)		青森県内の県立高等学校における気になる生徒への支援に関する研究
②教育委員会の研修等	鹿沼市 (短期)		鹿沼市におけるインクルーシブ教育システムの推進 －全教員の理解啓発とそれぞれの立場による専門性向上を目指して－
	兵庫県 (短期)		通常の学級の担任に対する障害のある子どもの教育的支援についての理解啓発
	島根県 (短期)		出前講座によるインクルーシブ教育システムの理解啓発に関する教育センターの在り方
	宮城県 (短期)		宮城県における「インクルーシブ教育システム構築・『共に学ぶ』教育スタートモデル（試案）」の作成について
③体制整備		青森県 (長期)	青森県の相談・支援体制を充実させるための地区特別支援連携協議会の在り方について
		田原市 (短期)	切れ目ない支援に向けた保育所・小中高等学校連携研修の取組 －「ふるさと田原の学校で きらり子ども輝く」の実現を目指して－

(1) インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた校内研修モデルに関する研究

埼玉県、静岡県と藤枝市、釜石市の研究は、小・中学校の現状と課題を踏まえて、学校の現状と課題を明らかにするものであった（図 1－4 の「校内研修モデル」）。これらについては、第 4 章で報告する。

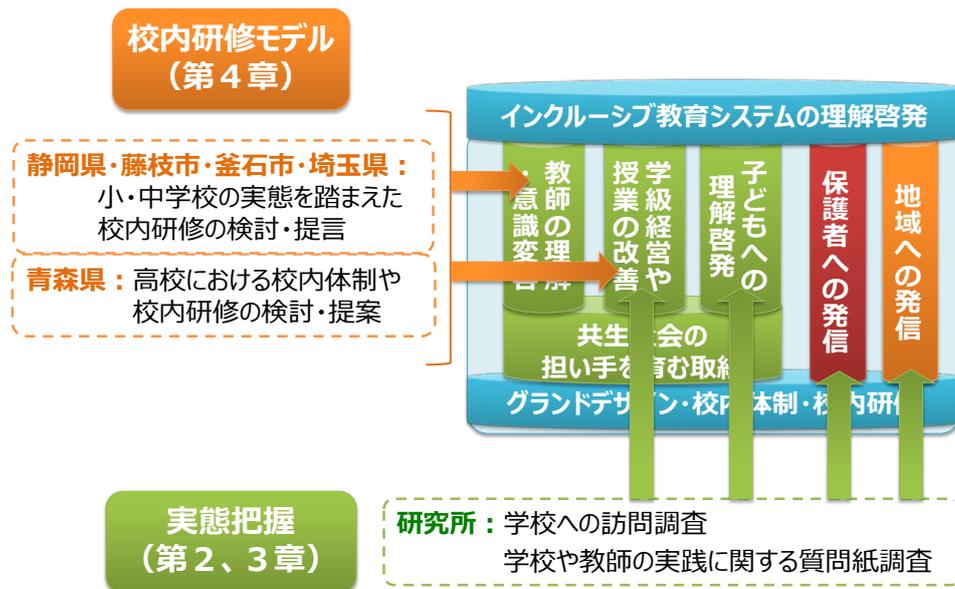


図 1－4 理解啓発に向けた校内研修モデルに関する研究の構造
(比較するために研究所研究チームの研究も記した)

以下に各県の研究の概要を記す。

①静岡県（平成30年度）及び藤枝市（令和元年度）

小・中学校の通常の学級の教員に対し、児童生徒一人ひとりの「多様な困難さへの気付き→気付いた視点による授業実践→実践の振り返り→新たな気付き」という意識の循環によって理解啓発を促進していく校内研修モデルを作成、試用し、提案した。

②釜石市

小・中学校における特別支援教育の現状と課題を踏まえ、静岡県及び藤枝市が作成した校内研修モデルを研究指定校で実施し、その成果を普及した。また、保護者や地域に広く周知し、理解を深める方策について検討した。

③埼玉県

小・中学校における特別支援教育に関する研修ニーズや授業づくり等について実態把握を行い、その結果を踏まえて「みんながわかる授業づくりアイデアシート」を作成し小・中学校で負担無く実施できる校内研修モデルを提案した。

④青森県

高等学校教員の特別な支援を必要とする生徒の気付きと現状での具体的な対応方法や特別支援教育に対する理解についての現状把握を実施し、学校のニーズや段階に応じた研修内容や方法について検討した。

(2) インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた教育委員会の研修等に関する研究
 鹿沼市、兵庫県、島根県は、ガイドブックや研修等、教育委員会から教育現場への発信の在り方について、宮城県は教育委員会による地域支援体制づくりと理解啓発等の在り方について、それぞれ明らかにする研究に取り組んだ(図1-5における「教育委員会の研修等」)。これらの研究については、第5章で報告する。

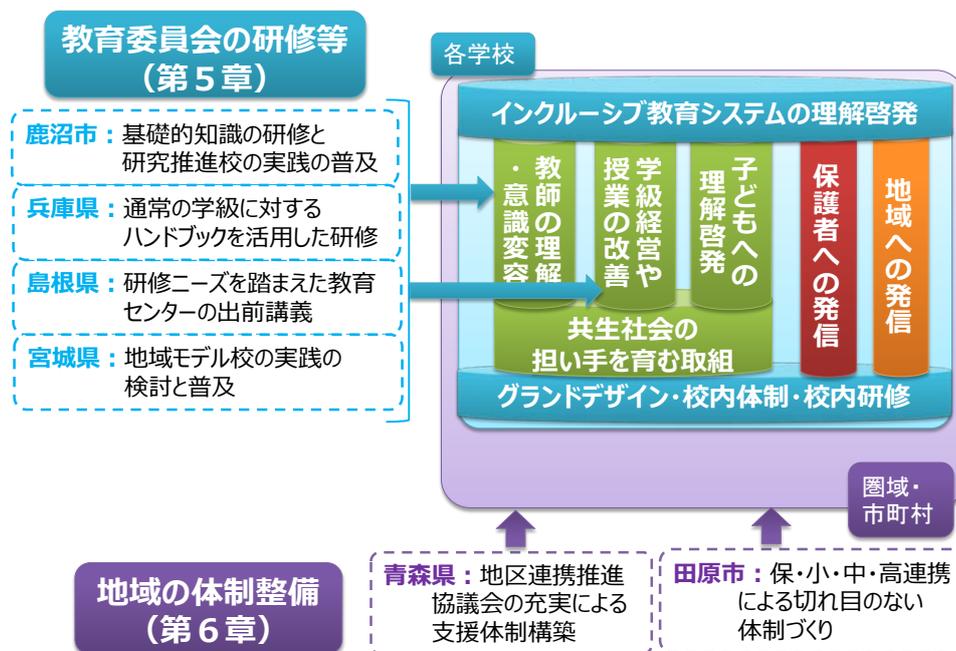


図1-5 理解啓発に向けた教育委員会等の取組を明らかにする研究の構造

以下に各県市の研究の概要を記す。

①鹿沼市

インクルーシブ教育システムの理解啓発を進め、教員の専門性向上を図るため、教員への研修を実施する。また、本市の特別支援教育及びインクルーシブ教育システムに関する取組やその方向性等についてリーフレットを発行し理解啓発を行った。

②兵庫県

幼稚園、小・中・高等学校の教員のための特別支援教育ハンドブックの改訂やWebサイトの充実を通して、県内の学校等に研究成果や効果的な実践等を発信し、地域における特別支援教育の充実を図った。

③島根県

通常の学級の教員への理解啓発を目的として、出前講座等によって支援を必要とする子どもの理解及び教育の理解を促し、教員の意識変容のプロセスを明らかにした。

④宮城県

「共に学ぶ教育推進モデル事業」の実施に合わせ、モデル校の校内支援体制整備や通常の学級の担任等への理解啓発を図った。

(3) インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けた地域の体制整備に関する研究

青森県、田原市は、インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けて、複数の市町村の圏域や市全体としての体制整備を目指し、実態把握や連携の在り方について検討する研究に取り組んだ（図1-5における「地域の体制整備」）。これらの研究については、第6章で報告する。以下に各県市の研究の概要を記す。

①青森県

県内6地区で活動する「地区特別支援連携協議会」の実態把握や参加している保育・教育機関の意識調査等を実施、教職員の特別支援教育の理解啓発を促すための体制づくりについて検討し提案した。

②田原市

切れ目ない支援体制の構築に向けて、保育所と小・中・高等学校が連携し、市全体としてインクルーシブ教育システムの共通理解を深めることを目指した。そのための研修やワークショップの在り方を検討した。

4. 研究体制

本研究の研究体制は以下に示したとおりである。上述の所内の研究チームの研究スタッフ、指定研究協力地域の地域実践研究員に加えて、埼玉県の研究を遂行するために埼玉県内4市の教育委員会に2年間、また、静岡県の研究を遂行するために静岡県内1市の教育委員会に1年間研究協力機関を委嘱した。さらに、主として通常の学級における授業や学級経営に関する情報提供と研究に対する助言を求めるために研究協力者を4名委嘱した。

本研究所研究チーム

研究代表者

久保山茂樹（インクルーシブ教育システム推進センター）

研究分担者

伊藤 由美（情報・支援部）（研究副代表者）

新谷 洋介（情報・支援部）（平成30年度）

宇野宏之祐（研修事業部）（平成30年度）

榎本 容子（研修事業部）（平成30年度）

大崎 博史（インクルーシブ教育システム推進センター）（平成30年度）

坂本 征之（研修事業部）（令和元年度）

竹村 洋子（発達障害教育推進センター）

玉木 宗久（発達障害教育推進センター）

平沼 源志（研究企画部）

藤田 昌資（発達障害教育推進センター）（令和元年度）

山本 晃（研究企画部）（令和元年度）

吉川 知夫（研究企画部）（平成30年度）

指定研究協力地域及び地域実践研究員

<平成30年度>

長期派遣型

青森県教育委員会	島津 裕子 (青森県立青森第一高等養護学校)
埼玉県教育委員会	若月 雅子 (埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校)
静岡県教育委員会	古川 和史 (藤枝市立藤枝中学校)

短期派遣型

釜石市教育委員会	浅野 純一 (釜石市教育委員会)
宮城県教育委員会	遠藤 浩一 (宮城県教育庁)
鹿沼市教育委員会	青木 高訓 (鹿沼市教育委員会)
	吉江 紫 (鹿沼市教育委員会)
兵庫県教育委員会	岡野由美子 (兵庫県立特別支援教育センター)
島根県教育委員会	高梨 俊美 (島根県教育委員会)

<令和元年度>

長期派遣型

青森県教育委員会	高坂 正人 (青森県立八戸聾学校)
埼玉県教育委員会	三好 辰昌 (埼玉県立騎西特別支援学校)

短期派遣型

釜石市教育委員会	太田 和成 (釜石市教育委員会)
鹿沼市教育委員会	吉江 紫 (鹿沼市教育委員会)
	雉嶋 邦彦 (鹿沼市教育委員会)
藤枝市教育委員会	古川 和史 (藤枝市立藤枝中学校)
田原市教育委員会	鈴木 美保 (田原市教育委員会)
兵庫県教育委員会	勝山 護 (兵庫県立特別支援教育センター)

研究協力機関

入間市教育委員会
春日部市教育委員会
草加市教育委員会
深谷市教育委員会
藤枝市教育委員会 (平成30年度)

研究協力者（五十音順 敬称略）

青山 新吾 （ノートルダム清心女子大学）

寶來生志子 （横浜市立池上小学校）

宮内 有加 （東京都 中央区立明石小学校）

深草 瑞世 （文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

<文 献>

- 1) 中央委教育審議会初等中等教育分科会（2014）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
- 2) 文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説及び中学校学習指導要領解説